



八建発第 25 号
平成19年 5月 8日

国土交通省道路局長 様

八郎潟町長 土 橋 多喜夫



中期的な計画の作成にあたっての意見書の提出について

平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼のあった標記について別紙のとおり
提出いたします。

中期的な計画の作成にあたっての意見書

① 道路災害への迅速な対応体制の確立

平成18年豪雪における国道7号線での除雪体制の遅れにより、交通渋滞を招き、国道から県道及び町道への迂回車両により、すべての除雪体制に影響が生じたところであります。

また、当町においては、真坂地区において浸透水により一部国道の崩落が発生しております。道路状況点検の充実を図って頂きたい。

除雪体制を含めた道路災害等に対する国道維持防災センター等の設置を促進していただきたい。

② 歩道の整備促進

真坂集落内において、国道7号線東側に歩道が設置されていない区間があり、歩道の整備促進を図っていただきたい。

③ 国道への接続道路整備の促進

日本海沿岸東北自動車道が平成14年9月の開通に伴い、五城目・八郎潟インターから国道7号線への使用開始となりました。交通高速体系整備により地域産業及び福祉医療・文化等各分野に寄与しているところであります。

については、当町の県道道村・大川線と国道7号線への接続が図られることによってさらに効果が現れるところであります。

県道の国道への接続道路整備を図っていただきたい。